

新	旧	備考
輸出手形保険運用規程 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00035 沿革 <u>平成26年 9 月24日 一部改正</u> 第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等（第 1 条―第 4 条の 2） 第 2 章 てん補危険及び満期の解釈（第 5 条、第 6 条） 第 3 章 E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等（第 7 条―第 15 条） 第 4 章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等（第 16 条―第 28 条） 第 5 章 保険契約の締結関係等（第 29 条―第 36 条） 第 6 章 保険料（第 37 条、第 38 条） 第 7 章 保険金請求（第 39 条―第 43 条） 第 8 章 損失防止軽減義務及び権利行使義務（第 44 条―第 46 条） 第 9 章 回収納付（第 47 条―第 50 条） 第 10 章 重複保険（第 51 条） <u>第 11 章 保険関係変更効力発生日（第 52 条）</u>	輸出手形保険運用規程 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00035 沿革 （略） 第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等（第 1 条―第 4 条の 2） 第 2 章 てん補危険及び満期の解釈（第 5 条、第 6 条） 第 3 章 E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等（第 7 条―第 15 条） 第 4 章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等（第 16 条―第 28 条） 第 5 章 保険契約の締結関係等（第 29 条―第 36 条） 第 6 章 保険料（第 37 条、第 38 条） 第 7 章 保険金請求（第 39 条―第 43 条） 第 8 章 損失防止軽減義務及び権利行使義務（第 44 条―第 46 条） 第 9 章 回収納付（第 47 条―第 50 条） 第 10 章 重複保険（第 51 条）	
第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 第 1 条 輸出手形保険約款（以下「約款」という。）第 2 条第 1 項に規定する要件は、次の各号とする。 一 附属貨物の船積日の翌日から起算して 3 週間以内に買い取った荷為替手形であること。ただし、当該期限の末日が、当該荷為替手形を買い取った銀行（貿易保険法第 37 条第 1 項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）の休業日に当たる場合、その翌営業日をもって期限とみなす。 二 荷為替手形の買取時において、「海外商社名簿について」（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）における与信管理区分の E E 格、E A 格、E M 格、E F 格、E C 格、S C 格、P N 格、P U 格、P T 格及び事故管理区分に格付けされている者並びに名簿に登録されてい	第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 第 1 条 輸出手形保険約款（以下「約款」という。）第 2 条第 1 項に規定する要件は、次の各号とする。 一 附属貨物の船積日の翌日から起算して 3 週間以内に買い取った荷為替手形であること。ただし、当該期限の末日が、当該荷為替手形を買い取った銀行（貿易保険法第 37 条第 1 項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）の休業日に当たる場合、その翌営業日をもって期限とみなす。 二 荷為替手形の買取時において、「海外商社名簿について」（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）における与信管理区分の E E 格、E A 格、E M 格、E F 格、E C 格、S C 格、P N 格、P U 格、P T 格及び事故管理区分に格付けされている者並びに名簿に登録されてい	

新	旧	備考
い者以外の者を手形支払人とする荷為替手形であること。 三 前号に規定する者以外の者であって、日本貿易保険が指定した者以外の者を手形関係人とする荷為替手形であること。 四 日本貿易保険が別に定める国又は地域（「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00076）において定める国をいう。以下同じ。）以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること。 五 手形金額が 500 億円以下の荷為替手形であること。 六 「貿易保険の料率等に関する規程」（平成 16 年 7 月 2 日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第 3 の手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間（以下「保険料算定期間」という。）が 720 日以内の荷為替手形であること。	い者以外の者を手形支払人とする荷為替手形であること。 三 前号に規定する者以外の者であって、日本貿易保険が指定した者以外の者を手形関係人とする荷為替手形であること。 四 日本貿易保険が別に定める国又は地域（「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00076）において定める国をいう。以下同じ。）以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること。 五 手形金額が 500 億円以下の荷為替手形であること。 六 「貿易保険の料率等に関する規程」（平成 16 年 7 月 2 日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第 3 の手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間（以下「保険料算定期間」という。）が 720 日以内の荷為替手形であること。	
2 銀行は、前項各号の要件を備えていない荷為替手形を買い取った場合においては、輸出手形保険の保険関係を成立させることができない。ただし、前項第 2 号又は第 4 号の要件を備えていない荷為替手形であっても、あらかじめ日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。	2 銀行は、前項各号の要件を備えていない荷為替手形を買い取った場合においては、輸出手形保険の保険関係を成立させることができない。ただし、前項第 2 号又は第 4 号の要件を備えていない荷為替手形であっても、あらかじめ日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。	
第 1 条の 2 一覧払の荷為替手形における保険料算定期間は、16 日とする。ただし、輸出貨物が仕向国に到着してから手形の引受又は支払がなされるもの（以下「on Arrival of Goods 条件の荷為替手形」という。）にあつては、次の各号に掲げる期間を加えた期間から船積日と買取日の差の日数を減じた期間を保険料算定期間とする。 一 別表に定める標準航海日数。ただし、航空運送の場合は 3 日 二 陸上運送が含まれるときは、陸送期間（7 日）。ただし、次のいずれかの場合にあってはそれぞれに掲げる日数 イ ナホトカからヨーロッパまでの陸上運送が含まれる場合 30 日 ロ その他陸送期間を 7 日とすることが適当でないと判断される陸上運送が含まれる場合 それぞれのルートに応じ運送会社等に確認した日数 三 通関期間（7 日）	第 1 条の 2 一覧払の荷為替手形における保険料算定期間は、16 日とする。ただし、輸出貨物が仕向国に到着してから手形の引受又は支払がなされるもの（以下「on Arrival of Goods 条件の荷為替手形」という。）にあつては、次の各号に掲げる期間を加えた期間から船積日と買取日の差の日数を減じた期間を保険料算定期間とする。 一 別表に定める標準航海日数。ただし、航空運送の場合は 3 日 二 陸上運送が含まれるときは、陸送期間（7 日）。ただし、次のいずれかの場合にあってはそれぞれに掲げる日数 イ ナホトカからヨーロッパまでの陸上運送が含まれる場合 30 日 ロ その他陸送期間を 7 日とすることが適当でないと判断される陸上運送が含まれる場合 それぞれのルートに応じ運送会社等に確認した日数 三 通関期間（7 日）	
2 一覧後定期払の荷為替手形における保険料算定期間は、一覧後満期までの期間に 10 日を加えた期間とする。ただし、on Arrival of Goods 条件の荷為替手形にあつては、前項各号に掲げる期間を加えた期間に一	2 一覧後定期払の荷為替手形における保険料算定期間は、一覧後満期までの期間に 10 日を加えた期間とする。ただし、on Arrival of Goods 条件の荷為替手形にあつては、前項各号に掲げる期間を加えた期間に一	

新	旧	備考
覧後満期までの期間を加え、船積日と買取日の差の日数を減じた期間を保険料算定期間とする。	覧後満期までの期間を加え、船積日と買取日の差の日数を減じた期間を保険料算定期間とする。	
第2条 銀行は、荷為替手形の買取に際し、次の各号の要件が備わっていることを確認すること。 一 手形金額が送状金額の範囲内で取り組まれていること。 二 船荷証券、航空運送状、複合運送証券、海上運送状（海上運送状に関するCMI統一規則を撰取するとともに、あらかじめ荷送人が附属貨物の処分権を放棄していることが明記されているものに限る。）又は郵便局が発行する郵便小包受領証が添付されていることとし、これらの添付書類の附属貨物の荷受人は、当該手形の取立銀行であること。ただし、船荷証券又は証券と引換えに当該貨物を引き渡すことが明記されている複合運送証券が全通揃っている場合はこの限りでない。 三 輸出者が海上保険その他運送に係る損害保険を付することを条件とする輸出契約にあっては、商品の種類により慣行上必要かつ十分な条件で担保されており、かつ、戦争保険約款及び同盟罷業約款付である保険証券が添付されていること。	第2条 銀行は、荷為替手形の買取に際し、次の各号の要件が備わっていることを確認すること。 一 手形金額が送状金額の範囲内で取り組まれていること。 二 船荷証券、航空運送状、複合運送証券、海上運送状（海上運送状に関するCMI統一規則を撰取するとともに、あらかじめ荷送人が附属貨物の処分権を放棄していることが明記されているものに限る。）又は郵便局が発行する郵便小包受領証が添付されていることとし、これらの添付書類の附属貨物の荷受人は、当該手形の取立銀行であること。ただし、船荷証券又は証券と引換えに当該貨物を引き渡すことが明記されている複合運送証券が全通揃っている場合はこの限りでない。 三 輸出者が海上保険その他運送に係る損害保険を付することを条件とする輸出契約にあっては、商品の種類により慣行上必要かつ十分な条件で担保されており、かつ、戦争保険約款及び同盟罷業約款付である保険証券が添付されていること。	
2 銀行は、信用状付手形の買取に際し、当該信用状の指定する条件のほか、次の各号の要件が備わっていることを確認しなければならない。この場合において、前項第2号及び第3号の規定は、適用しない。 一 信用状は、取消不能信用状であって、信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION NO. 600 をいう。）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであること。 二 信用状に基づき振り出される手形の名宛人は、次のいずれかに該当していること。 イ 信用状発行銀行 ロ 信用状確認銀行 ハ 補償銀行	2 銀行は、信用状付手形の買取に際し、当該信用状の指定する条件のほか、次の各号の要件が備わっていることを確認しなければならない。この場合において、前項第2号及び第3号の規定は、適用しない。 一 信用状は、取消不能信用状であって、信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION NO. 600 をいう。）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであること。 二 信用状に基づき振り出される手形の名宛人は、次のいずれかに該当していること。 イ 信用状発行銀行 ロ 信用状確認銀行 ハ 補償銀行	
3 日本貿易保険は、銀行が前2項に係る確認を怠ったことにより生じた損失をてん補する責めに任じない。	3 日本貿易保険は、銀行が前2項に係る確認を怠ったことにより生じた損失をてん補する責めに任じない。	
第3条 銀行は、輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形の買取に際し、振出人と別紙書面による約定をすること。	第3条 銀行は、輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形の買取に際し、振出人と別紙書面による約定をすること。	

新	旧	備考
第4条 銀行は、前条に規定する約定に基づいて手形上の権利を行使して回収した金額があるときは、その金額から約款第26条の規定により日本貿易保険に納付すべき金額及び銀行の損失に充当すべき金額を控除した残額を振出人に返還すること。	第4条 銀行は、前条に規定する約定に基づいて手形上の権利を行使して回収した金額があるときは、その金額から約款第26条の規定により日本貿易保険に納付すべき金額及び銀行の損失に充当すべき金額を控除した残額を振出人に返還すること。	
第4条の2 外国からの貨物を関税法（昭和29年法律第61号）において税関長の承認を受けて保税工場に移入れたと日本貿易保険が認める貨物の輸出において、当該貨物の代金の回収のために振り出された荷為替手形は、約款第2条第1項に規定する荷為替手形に該当するものとする。	第4条の2 外国からの貨物を関税法（昭和29年法律第61号）において税関長の承認を受けて保税工場に移入れたと日本貿易保険が認める貨物の輸出において、当該貨物の代金の回収のために振り出された荷為替手形は、約款第2条第1項に規定する荷為替手形に該当するものとする。	
第2章 てん補危険及び満期の解釈 第5条 約款第3条に規定するてん補危険は、次の各号とする。 一 荷為替手形について直送取立を行った場合においては、満期における不払又は次に定める要件（以下「満期前そ求の実質的条件等」という。）を充足するに至ったこと。 イ 支払人の引受拒絶（手形買取日以後、2月を経過した日まで一方的に支払人が引受を延引した場合を含む。） ロ 引受又は支払のための呈示が支払人の所在不明その他の不可抗力により不可能となったこと。 ハ 引受のための呈示前又は満期前に支払人についての破産手続開始の決定、支払停止、会社更生開始決定、強制執行が奏効しなかったこと等により支払の見込みがないことが明らかとなったこと。 二 荷為替手形について再割引を受けて取立を行った場合においては、再割銀行から満期後にそ求を受けて償還したこと又は満期前そ求の実質的条件等を充足するに至ったため、満期前にそ求を受けて償還したこと。 なお、満期前そ求の実質的条件等を充足することなく満期前にそ求を受けて償還した荷為替手形については、直送取立に準じて取扱う。	第2章 てん補危険及び満期の解釈 第5条 約款第3条に規定するてん補危険は、次の各号とする。 一 荷為替手形について直送取立を行った場合においては、満期における不払又は次に定める要件（以下「満期前そ求の実質的条件等」という。）を充足するに至ったこと。 イ 支払人の引受拒絶（手形買取日以後、2月を経過した日まで一方的に支払人が引受を延引した場合を含む。） ロ 引受又は支払のための呈示が支払人の所在不明その他の不可抗力により不可能となったこと。 ハ 引受のための呈示前又は満期前に支払人についての破産手続開始の決定、支払停止、会社更生開始決定、強制執行が奏効しなかったこと等により支払の見込みがないことが明らかとなったこと。 二 荷為替手形について再割引を受けて取立を行った場合においては、再割銀行から満期後にそ求を受けて償還したこと又は満期前そ求の実質的条件等を充足するに至ったため、満期前にそ求を受けて償還したこと。 なお、満期前そ求の実質的条件等を充足することなく満期前にそ求を受けて償還した荷為替手形については、直送取立に準じて取扱う。	
2 前項のてん補危険の発生時点は、次の各号とする。 一 直送取立にあつては、満期日又は「満期前そ求の実質的条件等」を充足するに至ったときにあつては当該事由の発生日若しくは当該事由に関する取立銀行からの通知の発信日（当該事由の発生日が明らかでない場合に限る。）	2 前項のてん補危険の発生時点は、次の各号とする。 一 直送取立にあつては、満期日又は「満期前そ求の実質的条件等」を充足するに至ったときにあつては当該事由の発生日若しくは当該事由に関する取立銀行からの通知の発信日（当該事由の発生日が明らかでない場合に限る。）	

新	旧	備考
二 再割取立にあつては、再割銀行が買取銀行勘定から引き落として決済した日又は再割銀行が買取銀行勘定から引き落として決済した旨の通知の発信日（再割銀行が買取銀行勘定から引き落として決済した日が明らかでない場合に限る。）	二 再割取立にあつては、再割銀行が買取銀行勘定から引き落として決済した日又は再割銀行が買取銀行勘定から引き落として決済した旨の通知の発信日（再割銀行が買取銀行勘定から引き落として決済した日が明らかでない場合に限る。）	
第6条 約款における荷為替手形に係る満期の解釈は、次の各号による。 一 一覧払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいう。（ただし、輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。） イ 次のいずれかの日 i 呈示の日（ただし、手形上は一覧払条件のものであつても、あらかじめ貨物の到着時払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、貨物の到着前における呈示を除く。以下同じ。） ii 当該呈示の日が明らかでない場合においては、取立銀行から支払が行われていない旨の通知の発信日 ロ 前号の規定にかかわらず、現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があつた旨の通知の発信日（当該支払の日が明らかでない場合に限る。） ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算して2週間（ただし、手形上は一覧払条件のものであつても、あらかじめ貨物の到着時払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、船積日から起算した別表に掲げる当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日。ただし、当該2週間（貨物の到着時払条件のものにあつては、標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日から起算して45日を経過する前に、イ又はロの規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。 二 一覧後定期払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいうものとする。（ただし、ロ及びハについては、満期前そ求の実質的条件等を満たしたこと以外の理由による輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。） イ 当該荷為替手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日	第6条 約款における荷為替手形に係る満期の解釈は、次の各号による。 一 一覧払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいう。（ただし、輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。） イ 次のいずれかの日 i 呈示の日（ただし、手形上は一覧払条件のものであつても、あらかじめ貨物の到着時払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、貨物の到着前における呈示を除く。以下同じ。） ii 当該呈示の日が明らかでない場合においては、取立銀行から支払が行われていない旨の通知の発信日 ロ 前号の規定にかかわらず、現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があつた旨の通知の発信日（当該支払の日が明らかでない場合に限る。） ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算して2週間（ただし、手形上は一覧払条件のものであつても、あらかじめ貨物の到着時払条件のものとして保険料が納付されている場合にあつては、船積日から起算した別表に掲げる当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日。ただし、当該2週間（貨物の到着時払条件のものにあつては、標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日から起算して45日を経過する前に、イ又はロの規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。 二 一覧後定期払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいうものとする。（ただし、ロ及びハについては、満期前そ求の実質的条件等を満たしたこと以外の理由による輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。） イ 当該荷為替手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日	

新	旧	備考
ロ 現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があった旨の通知の発信日（当該支払の日が明らかでない場合に限る。） ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算した2週間（ただし、手形上は一覽後定期払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着後定期払条件のものとして保険料が納付されている場合にあっては、船積日から起算した別表に掲げる当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を加えた期間。）に当該手形に記載された期間を加えた末日。ただし、当該2週間（貨物の到着後定期払条件のものにあっては、標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日から起算して45日を経過する前に、イ又はロの規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。 三 確定日払又は日附後定期払の荷為替手形に係る満期とは、当該手形に基づく満期をいう。	ロ 現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があった旨の通知の発信日（当該支払の日が明らかでない場合に限る。） ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算した2週間（ただし、手形上は一覽後定期払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着後定期払条件のものとして保険料が納付されている場合にあっては、船積日から起算した別表に掲げる当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を加えた期間。）に当該手形に記載された期間を加えた末日。ただし、当該2週間（貨物の到着後定期払条件のものにあっては、標準航海日数に7日を加えた期間。）を経過した日から起算して45日を経過する前に、イ又はロの規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。 三 確定日払又は日附後定期払の荷為替手形に係る満期とは、当該手形に基づく満期をいう。	
2 前項の規定にかかわらず、荷為替手形の満期延長に係る内容変更<u>通知書</u>が提出されたときは、当該延長後の満期を当該荷為替手形の満期とする。	2 前項の規定にかかわらず、荷為替手形の満期延長に係る内容変更<u>承認申請書</u>が提出されたときは、当該延長後の満期を当該荷為替手形の満期とする。	
3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険事故の査定等においては実際の呈示又は引受に基づく満期を適用する。	3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険事故の査定等においては実際の呈示又は引受に基づく満期を適用する。	
第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等 第7条 第1条第1項第2号の要件を備えていない荷為替手形であっても、第8条第3項に規定する確認証を取得した手形支払人に係るものにあっては、第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認があったものとみなす。	第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等 第7条 第1条第1項第2号の要件を備えていない荷為替手形であっても、第8条第3項に規定する確認証を取得した手形支払人に係るものにあっては、第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認があったものとみなす。	
第8条 銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者（以下「手形振出人」という。）は、名簿において、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされた者（以下「E格バイヤー」という。）を手形支払人とする荷為替手形（第16条の規定による承認を要するものを除く。）について、「輸出手形保険手続細則」（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00029。以下「手続細則」という。）第3条第2項の規定に基づく確認を受けよう	第8条 銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者（以下「手形振出人」という。）は、名簿において、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされた者（以下「E格バイヤー」という。）を手形支払人とする荷為替手形（第16条の規定による承認を要するものを除く。）について、「輸出手形保険手続細則」（平成13年4月1日付01 - 制度 00029）（以下「手続細則」という。）第3条第2項の規定に基づく確認を受けよう	

新	旧	備考
とるときは、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」（以下「確認申請書」という。）1通及び輸出契約書若しくは輸出契約以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類の写し1通を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。	とるときは、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」（以下「確認申請書」という。）1通及び輸出契約書若しくは輸出契約以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類の写し1通を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。	
2 前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の手形支払人を、E格バイヤーに変更する場合に準用する。	2 前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の手形支払人を、E格バイヤーに変更する場合に準用する。	
3 日本貿易保険は、第1項又は第9条の規定による申請があった場合は、保証枠残高の範囲内において確認する旨又は保証枠残高がないときは確認できない旨を、別紙様式第2「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答する。	3 日本貿易保険は、第1項又は第9条の規定による申請があった場合は、保証枠残高の範囲内において確認する旨又は保証枠残高がないときは確認できない旨を、別紙様式第2「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答する。	
4 前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から3月とする。ただし、当該確認に係る手形支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。 なお、有効期間の延長は行わない。	4 前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から3月とする。ただし、当該確認に係る手形支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。 なお、有効期間の延長は行わない。	
5 この章に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「WEB申請サービスの利用について」によるものとする。	5 この章に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「WEB申請サービスの利用について」によるものとする。	
第9条 荷為替手形の手形金額が確認申請後買取日までに前条第3項の規定による確認に係る手形金額（以下「確認金額」という。）を超えた場合において、当該手形について輸出手形保険の保険関係を成立させようとするときは、新たに当該手形金額について確認を申請しなければならない。ただし、その増加金額が確認金額の100分の5 <u>未満</u> の場合は、この限りではない。 なお、確認申請手続については、前条第1項の規定を準用する。	第9条 荷為替手形の手形金額が確認申請後買取日までに前条第3項の規定による確認に係る手形金額（以下「確認金額」という。）を超えた場合において、当該手形について輸出手形保険の保険関係を成立させようとするときは、新たに当該手形金額について確認を申請しなければならない。ただし、その増加金額が確認金額の100分の5 <u>以内</u> の場合は、この限りではない。 なお、確認申請手続については、前条第1項の規定を準用する。	
第10条 第8条第3項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。 一 確認証の記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）各1通を日本貿易保険に提出すること。	第10条 第8条第3項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。 一 確認証の記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）各1通を日本貿易保険に提出すること。	

新	旧	備考
二 確認証の手形支払人又は手形振出人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあつては、速やかに別紙様式第4による「輸出手形保険（決済／杵戻）通知書」（以下「決済等通知書」という。）を提出すること。 三 確認証の記載内容のうち「船積（予定）日」の変更又は確認証の手形金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出を要しない。	二 確認証の手形支払人又は手形振出人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあつては、速やかに別紙様式第4による「輸出手形保険（決済／杵戻）通知書」（以下「決済等通知書」という。）を提出すること。 三 確認証の記載内容のうち「船積（予定）日」の変更又は確認証の手形金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出を要しない。	
第11条 銀行は、第8条第3項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があつたときは、当該手形の支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格に格付されている場合であつて、約款第11条に規定する損失発生通知書を提出していない場合に限り、決済等通知書1通を日本貿易保険に提出することができる。	第11条 銀行は、第8条第3項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があつたときは、当該手形の支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格に格付されている場合であつて、約款第11条に規定する損失発生通知書を提出していない場合に限り、決済等通知書1通を日本貿易保険に提出することができる。	
第12条 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、決済等通知書1通、当該理由を記載した書面1通（有効期限前において確認金額の全部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合は確認証を添付のこと。）を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、この限りでない。	第12条 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、決済等通知書1通、当該理由を記載した書面1通（有効期限前において確認金額の全部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合は確認証を添付のこと。）を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5以内の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、この限りでない。	
第13条 銀行は、確認に係る荷為替手形を買取り、輸出手形保険の保険関係を成立させた場合は、確認証の「買取記録」欄に当該荷為替手形に係る買取年月日、買取通知書番号、手形番号、手形金額、買取銀行名を記載し、押印し、確認証又はその写しを当該荷為替手形に係る輸出手形保険の保険金請求権が消滅するまで保管しなければならない。	第13条 銀行は、確認に係る荷為替手形を買取り、輸出手形保険の保険関係を成立させた場合は、確認証の「買取記録」欄に当該荷為替手形に係る買取年月日、買取通知書番号、手形番号、手形金額、買取銀行名を記載し、押印し、確認証又はその写しを当該荷為替手形に係る輸出手形保険の保険金請求権が消滅するまで保管しなければならない。	
第14条 銀行又は手形振出人は、第12条の規定により確認金額の一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合において、決済	第14条 銀行又は手形振出人は、第12条の規定により確認金額の一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合において、決済	

新	旧	備考
等通知書を提出したときは、確認証の買取記録欄の手形番号欄に「一部確認金額戻し」と記入し、買取年月日の欄に提出年月日、買取通知書番号の欄に提出番号、手形金額の欄に一部差戻し額、買取銀行名押印の欄に提出者名を記載し、押印すること。	等通知書を提出したときは、確認証の買取記録欄の手形番号欄に「一部確認金額戻し」と記入し、買取年月日の欄に提出年月日、買取通知書番号の欄に提出番号、手形金額の欄に一部差戻し額、買取銀行名押印の欄に提出者名を記載し、押印すること。	
第15条 第8条から第14条までの規定を除き、確認に係る荷為替手形の輸出手形保険における取扱いは、他の荷為替手形と同様とする。	第15条 第8条から第14条までの規定を除き、確認に係る荷為替手形の輸出手形保険における取扱いは、他の荷為替手形と同様とする。	
第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、同条第1項第4号に基づく日本貿易保険が定める国又は地域（以下「特定国」という。）に係る事務の取扱いは、次の各号による。 一 承認申請の対象となる荷為替手形は、特定国（「輸出手形保険の引受の要件等について」において承認を要しない場合を除く。）を支払国とするものであって、名簿においてG S格、G A格又はG E格に格付けされている者（以下「特定国G格バイヤー」という。）及びE E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされている者（以下「特定国E E等バイヤー」という。）を支払人とするものに限る。 二 銀行又は手形振出人は、特定国に係る荷為替手形について承認を受けようとするときは、一の荷為替手形ごとに別紙様式第1による「特定国承認等申請書」1通に輸出契約書又はこれに準ずる書類（以下「輸出契約書等」という。）の写し1通（信用状付き荷為替手形の場合は、別紙様式第5による「特定国関係信用状（L／C）概要説明書」を1通添付のこと。）を添付して本店に提出すること。	第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、同条第1項第4号に基づく日本貿易保険が定める国又は地域（以下「特定国」という。）に係る事務の取扱いは、次の各号による。 一 承認申請の対象となる荷為替手形は、特定国（「輸出手形保険の引受の要件等について」において承認を要しない場合を除く。）を支払国とするものであって、名簿においてG S格、G A格又はG E格に格付けされている者（以下「特定国G格バイヤー」という。）及びE E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされている者（以下「特定国E E等バイヤー」という。）を支払人とするものに限る。 二 銀行又は手形振出人は、特定国に係る荷為替手形について承認を受けようとするときは、一の荷為替手形ごとに別紙様式第1による「特定国承認等申請書」1通に輸出契約書又はこれに準ずる書類（以下「輸出契約書等」という。）の写し1通（信用状付き荷為替手形の場合は、別紙様式第5による「特定国関係信用状（L／C）概要説明書」を1通添付のこと。）を添付して本店に提出すること。	
2 前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の支払人を特定国G格バイヤー又は特定国E E等バイヤーに変更する場合に準用する。	2 前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の支払人を特定国G格バイヤー又は特定国E E等バイヤーに変更する場合に準用する。	
第17条 前条第1項第2号の規定による承認を申請する場合において、第8条第3項の規定に基づく確認を受けている場合は、当該確認証を添付すること。	第17条 前条第1項第2号の規定による承認を申請する場合において、第8条第3項の規定に基づく確認を受けている場合は、当該確認証を添付すること。	
第18条 日本貿易保険は、第16条第1項第2号（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による申請を審査し、承認若しくは条件付承認（以下「承認等」という。）又は不承認の旨を別紙様式第6による「特定国承認証」により申請者に回答する。	第18条 日本貿易保険は、第16条第1項第2号（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による申請を審査し、承認若しくは条件付承認（以下「承認等」という。）又は不承認の旨を別紙様式第6による「特定国承認証」により申請者に回答する。	

新	旧	備考
第 19 条 前条の承認等の有効期間は、その承認等をした日から起算して 3 月を限度として日本貿易保険が定める期間とする。ただし、輸出手形保険の保険関係成立前に当該承認等に係る手形支払人が名簿において E C 格若しくは名簿区分 P 又は事故管理区分 R 若しくは B に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降承認等は無効とする。 なお、有効期間の延長は行わない。	第 19 条 前条の承認等の有効期間は、その承認等をした日から起算して 3 月を限度として日本貿易保険が定める期間とする。ただし、輸出手形保険の保険関係成立前に当該承認等に係る手形支払人が名簿において E C 格若しくは名簿区分 P 又は事故管理区分 R 若しくは B に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降承認等は無効とする。 なお、有効期間の延長は行わない。	
第 20 条 日本貿易保険は、第 18 条の承認等をしたときは、第 16 条第 1 項第 2 号（同条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により提出された輸出契約書等に基づき振り出された手形について、当該特定国承認証の承認金額の 100 分の 105 以内の金額を手形金額とする荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させることができる。	第 20 条 日本貿易保険は、第 18 条の承認等をしたときは、第 16 条第 1 項第 2 号（同条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により提出された輸出契約書等に基づき振り出された手形について、当該特定国承認証の承認金額の 100 分の 105 以内の金額を手形金額とする荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させることができる。	
第 21 条 銀行は、第 18 条の規定による承認等に係る輸出手形保険の保険関係を成立させた荷為替手形について、手形金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は特定国 E E 等バイヤーに係る当該手形が振出人により買い戻されたとき若しくは当該手形の支払人について変更があったときは、その事実を知った日から起算し、休日等は算入せず 5 日以内に、決済等通知書 1 通を本店に提出しなければならない。ただし、当該手形の支払人が名簿において特定国 E E 等バイヤー以外に格付された場合又は約款第 11 条に規定する損失発生通知書を提出した場合は、この限りでない。	第 21 条 銀行は、第 18 条の規定による承認等に係る輸出手形保険の保険関係を成立させた荷為替手形について、手形金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は特定国 E E 等バイヤーに係る当該手形が振出人により買い戻されたとき若しくは当該手形の支払人について変更があったときは、その事実を知った日から起算し、休日等は算入せず 5 日以内に、決済等通知書 1 通を本店に提出しなければならない。ただし、当該手形の支払人が名簿において特定国 E E 等バイヤー以外に格付された場合又は約款第 11 条に規定する損失発生通知書を提出した場合は、この限りでない。	
第 22 条 第 18 条の規定による承認等を受けた銀行又は手形振出人は、承認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、決済等通知書 1 通、キャンセル・レター等保険関係を成立させなかった事由を証する書類の写し 1 通及び当該特定国承認証（承認金額の一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、当該特定国承認証の写し 1 通）を、当該特定国承認証の有効期限前にあつては速やかに、有効期限後にあつてはその有効期限が終了した日から、休日等は算入せず 5 日以内に、本店に提出しなければならない。ただし、承認金額の 100 分の 5 以内の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、この限りでない。	第 22 条 第 18 条の規定による承認等を受けた銀行又は手形振出人は、承認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、決済等通知書 1 通、キャンセル・レター等保険関係を成立させなかった事由を証する書類の写し 1 通及び当該特定国承認証（承認金額の一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、当該特定国承認証の写し 1 通）を、当該特定国承認証の有効期限前にあつては速やかに、有効期限後にあつてはその有効期限が終了した日から、休日等は算入せず 5 日以内に、本店に提出しなければならない。ただし、承認金額の 100 分の 5 以内の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、この限りでない。	
第 23 条 銀行は、第 18 条の規定による承認等に係る荷為替手形を買取り、輸出手形保険の保険関係を成立させたときは、当該特定国承認証の「買	第 23 条 銀行は、第 18 条の規定による承認等に係る荷為替手形を買取り、輸出手形保険の保険関係を成立させたときは、当該特定国承認証の「買	

新	旧	備考
取記録」欄に当該荷為替手形に係る買取年月日、買取通知書番号、手形番号、手形金額、買取銀行名を記載し、押印し、当該特定国承認証を当該荷為替手形に係る輸出手形保険の保険金請求権が消滅するまで保管しなければならない。	取記録」欄に当該荷為替手形に係る買取年月日、買取通知書番号、手形番号、手形金額、買取銀行名を記載し、押印し、当該特定国承認証を当該荷為替手形に係る輸出手形保険の保険金請求権が消滅するまで保管しなければならない。	
第24条 第22条の規定により承認金額の一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合において、決済等通知書を提出したときは、当該特定国承認証の手形番号の欄に「一部承認金額戻し」と記入し、買取年月日の欄に提出年月日、買取通知書番号の欄に提出番号、手形金額の欄に一部差戻し額、買取銀行名押印の欄に提出者名を記載し、押印すること。	第24条 第22条の規定により承認金額の一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合において、決済等通知書を提出したときは、当該特定国承認証の手形番号の欄に「一部承認金額戻し」と記入し、買取年月日の欄に提出年月日、買取通知書番号の欄に提出番号、手形金額の欄に一部差戻し額、買取銀行名押印の欄に提出者名を記載し、押印すること。	
第25条 第21条の規定による決済等通知書の「13. 決済日」欄には、次のいずれかに該当する場合の年月日を記入すること。 一 手形支払人等により手形代金の全部又は一部が当該手形の買取銀行のコレス銀行又は海外支店（以下「コレス銀行等」という。）にある買取銀行勘定又は買取店勘定に指定受領通貨で払い込まれた年月日 ただし、コレス銀行等の買取銀行勘定又は買取店勘定に指定受領通貨で全部又は一部が払い込まれたが、非常危険等の理由により当該手形の買取銀行に送金されない場合は「決済」とは解釈しない。 二 手形振出人により当該手形の買取銀行に手形代金の全部又は一部が円貨で払い込まれた年月日 三 手形支払人が変更された年月日	第25条 第21条の規定による決済等通知書の「13. 決済日」欄には、次のいずれかに該当する場合の年月日を記入すること。 一 手形支払人等により手形代金の全部又は一部が当該手形の買取銀行のコレス銀行又は海外支店（以下「コレス銀行等」という。）にある買取銀行勘定又は買取店勘定に指定受領通貨で払い込まれた年月日 ただし、コレス銀行等の買取銀行勘定又は買取店勘定に指定受領通貨で全部又は一部が払い込まれたが、非常危険等の理由により当該手形の買取銀行に送金されない場合は「決済」とは解釈しない。 二 手形振出人により当該手形の買取銀行に手形代金の全部又は一部が円貨で払い込まれた年月日 三 手形支払人が変更された年月日	
第26条 日本貿易保険は、決済等通知書の提出が第21条及び第22条の規定に定める提出基準日から30日以上を経過して提出された場合、当該決済等通知書の提出者に対し、文書をもって注意するものとする。	第26条 日本貿易保険は、決済等通知書の提出が第21条及び第22条の規定に定める提出基準日から30日以上を経過して提出された場合、当該決済等通知書の提出者に対し、文書をもって注意するものとする。	
第27条 第18条の規定による承認等に係る特定国承認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。 一 記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名又は名称若しくは住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、その事実を証する書類1通及び別紙様式第4による「特定国承認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）1通を本店に提出すること。 二 手形支払人又は手形振出人を変更したときは、当該特定国承認証は	第27条 第18条の規定による承認等に係る特定国承認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。 一 記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名又は名称若しくは住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、その事実を証する書類1通及び別紙様式第4による「特定国承認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）1通を本店に提出すること。 二 手形支払人又は手形振出人を変更したときは、当該特定国承認証は	

新	旧	備考
無効とする。 三 記載内容のうち「船積日」の変更については、内容訂正変更通知書の提出を要しない。	無効とする。 三 記載内容のうち「船積日」の変更については、内容訂正変更通知書の提出を要しない。	
第 28 条 第 16 条から第 27 条までの規定を除き、第 18 条の規定による承認等に係る荷為替手形の輸出手形保険における取扱い、他の荷為替手形と同様とする。	第 28 条 第 16 条から第 27 条までの規定を除き、第 18 条の規定による承認等に係る荷為替手形の輸出手形保険における取扱い、他の荷為替手形と同様とする。	
第 5 章 保険契約の締結関係等 第 29 条 日本貿易保険は銀行を相手方とする保険契約を、原則として、毎事業年度初め（4 月 1 日）に締結する。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合には、毎事業年度の半期初め（10 月 1 日）において保険契約を締結する。	第 5 章 保険契約の締結関係等 第 29 条 日本貿易保険は銀行を相手方とする保険契約を、原則として、毎事業年度初め（4 月 1 日）に締結する。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合には、毎事業年度の半期初め（10 月 1 日）において保険契約を締結する。	
2 輸出手形保険の保険申込書には、印紙の貼用を要しない。	2 輸出手形保険の保険申込書には、印紙の貼用を要しない。	
第 30 条 約款第 2 条に定める「5 日以内」の判定にあたっては、買取通知書の発送時点によるものとする。	第 30 条 約款第 2 条に定める「5 日以内」の判定にあたっては、買取通知書の発送時点によるものとする。	
第 31 条 輸出契約において輸出契約の相手方以外の者を荷受人とすることが取り決められている場合に、銀行はこの荷受人を名宛人とする荷為替手形について保険関係を成立させようとするときは、名宛人が荷受人であることを承知している旨確認するものとする。	第 31 条 輸出契約において輸出契約の相手方以外の者を荷受人とすることが取り決められている場合に、銀行はこの荷受人を名宛人とする荷為替手形について保険関係を成立させようとするときは、名宛人が荷受人であることを承知している旨確認するものとする。	
第 32 条 信用状付手形の場合においては、「支払人」とは、手形の名宛人の如何にかかわらず、信用状発行銀行（確認付信用状の場合には確認銀行）として取扱う。	第 32 条 信用状付手形の場合においては、「支払人」とは、手形の名宛人の如何にかかわらず、信用状発行銀行（確認付信用状の場合には確認銀行）として取扱う。	
第 33 条 一の荷為替手形につき買取時において複数の銀行買取相場を適用した場合にあっては、約款第 28 条に規定する「荷為替手形買取時に適用した相場」は、当該複数の買取相場とそれぞれ対応する金額との加重平均により算出する。	第 33 条 一の荷為替手形につき買取時において複数の銀行買取相場を適用した場合にあっては、約款第 28 条に規定する「荷為替手形買取時に適用した相場」は、当該複数の買取相場とそれぞれ対応する金額との加重平均により算出する。	
第 34 条 銀行は、一の荷為替手形につき複数の船荷証券が発行される場合においては、買取通知書は 1 通とし、買取通知書中「船積日」の欄には買取日に最も近い船荷証券の日付を記入するものとする。	第 34 条 銀行は、一の荷為替手形につき複数の船荷証券が発行される場合においては、買取通知書は 1 通とし、買取通知書中「船積日」の欄には買取日に最も近い船荷証券の日付を記入するものとする。	
2 銀行は、一の荷為替手形につき複数の仕向国がある場合においては、買取通知書は 1 通とし、買取通知書中「仕向国」の欄には金額において主たる仕向国を記入するものとする。	2 銀行は、一の荷為替手形につき複数の仕向国がある場合においては、買取通知書は 1 通とし、買取通知書中「仕向国」の欄には金額において主たる仕向国を記入するものとする。	
3 銀行は、一の商業送り状につき複数の手形が振り出された場合においては、1 手形ごとに買取通知書を提出するものとする。	3 銀行は、一の商業送り状につき複数の手形が振り出された場合においては、1 手形ごとに買取通知書を提出するものとする。	

新	旧	備考
第 35 条 仲介手数料又は代理店手数料等を含む輸出契約に係る荷為替手形については、当該手数料を含む手形金額を保険価額とする。	第 35 条 仲介手数料又は代理店手数料等を含む輸出契約に係る荷為替手形については、当該手数料を含む手形金額を保険価額とする。	
第 36 条 円約款付輸出契約に係る荷為替手形について、振出後における為替相場の変動に伴い当該円約款に基づいて行われる手形金額の変更は、手続細則の第 6 条にかかわらず、約款第 15 条の規定による「荷為替手形の内容の重大な変更」に該当しないこととし、日本貿易保険に通知を要しない。	第 36 条 円約款付輸出契約に係る荷為替手形について、振出後における為替相場の変動に伴い当該円約款に基づいて行われる手形金額の変更は、手続細則の第 6 条にかかわらず、約款第 15 条の規定による「荷為替手形の内容の重大な変更」に該当しないこととし、日本貿易保険に通知を要しない。	
第 6 章 保険料 第 37 条 保険関係が成立した場合の銀行が納付すべき保険料の額は、保険料率等規程に基づき算出した額とする。	第 6 章 保険料 第 37 条 保険関係が成立した場合の銀行が納付すべき保険料の額は、保険料率等規程に基づき算出した額とする。	
2 保険関係の内容変更が行われた場合、変更後の保険料から変更前の保険料（返還率を乗ずべき場合においては、当該率を乗じた金額。）を控除した額が内容変更に伴い、銀行が納付すべき保険料となる。	2 保険関係の内容変更が行われた場合、変更後の保険料から変更前の保険料（返還率を乗ずべき場合においては、当該率を乗じた金額。）を控除した額が内容変更に伴い、銀行が納付すべき保険料となる。	
3 保険料率等規程Ⅲ [4] に規定する「保険料の精算の場合」には、輸出手形保険契約台帳（確定用）の誤記の訂正を行った場合を含むものとする。	3 保険料率等規程Ⅲ [4] に規定する「保険料の精算の場合」には、輸出手形保険契約台帳（確定用）の誤記の訂正を行った場合を含むものとする。	
4 手形の決済条件等が変更された場合の追加保険料の額は、保険料計算上は当該手形が変更後の手形満期日を確定日とする確定日払手形に変更されたものとみなし、計算する。ただし、変更後の手形満期日が、内容変更 <u>通知書</u> 提出日に不明の場合は、内容変更 <u>通知書</u> 提出日に当該手形の引受又は支払が行われたものとして、次のとおり追加保険料を計算する。 一 内容変更直前の保険料が 3,000 円／保険金額の保険料率を適用されている場合 イ 内容変更後の手形の保険料の額が 3,001 円に満たない場合には、0 とする。 ロ 内容変更後の手形の保険料の額が 3,001 円以上の場合には、当該手形の保険料の額から内容変更前の保険料累計額（3,000 円とみなす）を差し引いた額 二 内容変更直前の保険料が 3,000 円／保険金額の保険料率を適用されていない場合 イ 内容変更後の手形の保険料の額が 3,001 円に満たず、かつ、手形	4 手形の決済条件等が変更された場合の追加保険料の額は、保険料計算上は当該手形が変更後の手形満期日を確定日とする確定日払手形に変更されたものとみなし、計算する。ただし、変更後の手形満期日が、内容変更 <u>承認申請書</u> 提出日に不明の場合は、内容変更 <u>承認申請書</u> 提出日に当該手形の引受又は支払が行われたものとして、次のとおり追加保険料を計算する。 一 内容変更直前の保険料が 3,000 円／保険金額の保険料率を適用されている場合 イ 内容変更後の手形の保険料の額が 3,001 円に満たない場合には、0 とする。 ロ 内容変更後の手形の保険料の額が 3,001 円以上の場合には、当該手形の保険料の額から内容変更前の保険料累計額（3,000 円とみなす）を差し引いた額 二 内容変更直前の保険料が 3,000 円／保険金額の保険料率を適用されていない場合 イ 内容変更後の手形の保険料の額が 3,001 円に満たず、かつ、手形	

新	旧	備考
金額の一部につき決済又は減額が行われ、残額について決済条件の変更が行われた場合及び内容変更後の手形の保険料の額が 3,001 円以上の場合には、当該手形の保険料の額から内容変更前の保険料累計額（一部決済又は減額が行われ、残額について決済条件の変更が行われた場合は、当該残額に相当する額）を差し引いた額 ロ 上記以外の場合には、0 とする。 三 手形が分割払いに変更された場合 イ 分割前の直前の保険料の額が 3,000 円／保険金額の保険料率を適用された場合においては、分割後の手形に係る当該保険料から控除すべき従前の保険料累計額 (3,000 円とみなす) は、分割後の個々の手形ごとに作成された内容変更<u>通知書</u>のうち内容変更<u>通知書</u>番号の最も小さい手形に係る当該保険料から控除する。 ロ 追加保険料の計算において、「従前の保険料累計額」と個々に分割された「分割前の保険料の累計額」の合計額とに差額が生じた場合には、その差額を分割された内容変更<u>通知書</u>のうち、最も大きな変更<u>通知書</u>番号の分割前の保険料に加えた額をその内容変更<u>通知書</u>に係る旧保険料の額として追加保険料を算定する。 ハ 分割後の各手形については内容変更<u>通知書</u>をそれぞれ作成し、各追加保険料を記入する。	金額の一部につき決済又は減額が行われ、残額について決済条件の変更が行われた場合及び内容変更後の手形の保険料の額が 3,001 円以上の場合には、当該手形の保険料の額から内容変更前の保険料累計額（一部決済又は減額が行われ、残額について決済条件の変更が行われた場合は、当該残額に相当する額）を差し引いた額 ロ 上記以外の場合には、0 とする。 三 手形が分割払いに変更された場合 イ 分割前の直前の保険料の額が 3,000 円／保険金額の保険料率を適用された場合においては、分割後の手形に係る当該保険料から控除すべき従前の保険料累計額 (3,000 円とみなす) は、分割後の個々の手形ごとに作成された内容変更<u>承認申請書</u>のうち内容変更<u>承認申請書</u>番号の最も小さい手形に係る当該保険料から控除する。 ロ 追加保険料の計算において、「従前の保険料累計額」と個々に分割された「分割前の保険料の累計額」の合計額とに差額が生じた場合には、その差額を分割された内容変更<u>承認申請書</u>のうち、最も大きな変更<u>承認申請書</u>番号の分割前の保険料に加えた額をその内容変更<u>承認申請書</u>に係る旧保険料の額として追加保険料を算定する。 ハ 分割後の各手形については内容変更<u>承認申請書</u>をそれぞれ作成し、各追加保険料を記入する。	
第 38 条 一覧払及び一覧後定期払の荷為替手形に係る保険料率等規程別表第 4 の適用に当たっては、同表ただし書①及び②による。ただし、on Arrival of Goods 条件の荷為替手形にあつては、第 1 条の 2 第 1 項ただし書又は同条第 2 項ただし書の保険料算定期間を適用する。	第 38 条 一覧払及び一覧後定期払の荷為替手形に係る保険料率等規程別表第 4 の適用に当たっては、同表ただし書①及び②による。ただし、on Arrival of Goods 条件の荷為替手形にあつては、第 1 条の 2 第 1 項ただし書又は同条第 2 項ただし書の保険料算定期間を適用する。	
第 7 章 保険金請求 第 39 条 約款第 21 条第 3 項の規定による日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。ただし、荷為替手形の買取に際して利率が定められている場合は、算式中「5.84%」を「荷為替手形の買取に際し用いられた利率」とする。 約款第 5 条の規定により算 約款第 21 条第 1 項により確認され $\times \left[1 - \frac{1}{(1 + 5.84\%)^m} - \frac{1}{1 + 5.84\%} \times n \right]$	第 7 章 保険金請求 第 39 条 約款第 21 条第 3 項の規定による日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。ただし、荷為替手形の買取に際して利率が定められている場合は、算式中「5.84%」を「荷為替手形の買取に際し用いられた利率」とする。 約款第 5 条の規定により算 約款第 21 条第 1 項により確認され $\times \left[1 - \frac{1}{(1 + 5.84\%)^m} - \frac{1}{1 + 5.84\%} \times n \right]$	

新	旧	備考
出した損失額 手形金額 365 mは、確認日から満期日までの日数を 365 で除した数の整数部分 nは、確認日から満期日までの日数と、365 にmを乗じた数との差	出した損失額 手形金額 365 mは、確認日から満期日までの日数を 365 で除した数の整数部分 nは、確認日から満期日までの日数と、365 にmを乗じた数との差	
第 40 条 銀行は、保険関係が成立した荷為替手形について保険事故が生じたときは、遅滞なく成功報酬払代理店手数料（荷為替手形が対象とする輸出貨物の代金を回収した後に支払うことを条件とする代理店手数料をいう。以下「成功払手数料」という。）の存否について確認するものとし、成功払手数料があるときは、当該成功払手数料相当額を手形振出人から回収し、残額について、約款第 6 条の規定に基づき保険金の支払を請求すること。ただし、損失発生通知書の提出日から 2 月以内の間に、手形振出人が破産手続開始の決定、銀行の取引停止又はこれに準ずる状態にあったことにより、保険金請求時において、当該成功払手数料相当額の全部又は一部を手形振出人から回収することができないと認められるときは、当該金額を控除することを要しない。	第 40 条 銀行は、保険関係が成立した荷為替手形について保険事故が生じたときは、遅滞なく成功報酬払代理店手数料（荷為替手形が対象とする輸出貨物の代金を回収した後に支払うことを条件とする代理店手数料をいう。以下「成功払手数料」という。）の存否について確認するものとし、成功払手数料があるときは、当該成功払手数料相当額を手形振出人から回収し、残額について、約款第 6 条の規定に基づき保険金の支払を請求すること。ただし、損失発生通知書の提出日から 2 月以内の間に、手形振出人が破産手続開始の決定、銀行の取引停止又はこれに準ずる状態にあったことにより、保険金請求時において、当該成功払手数料相当額の全部又は一部を手形振出人から回収することができないと認められるときは、当該金額を控除することを要しない。	
2 成功払手数料を含む荷為替手形について、保険金の支払を請求するときは、輸出手形保険保険金請求書に次のとおり記載すること。 一 成功払手数料相当額を保険金請求書「成功払手数料」欄にかっこ書きにて記入する。 二 成功払手数料相当額を第 1 項のただし書に掲げる事由により回収することができない場合には、保険金請求書「成功払手数料」欄にその旨記入するとともに、その事由を証する書類を添付すること。	2 成功払手数料を含む荷為替手形について、保険金の支払を請求するときは、輸出手形保険保険金請求書に次のとおり記載すること。 一 成功払手数料相当額を保険金請求書「成功払手数料」欄にかっこ書きにて記入する。 二 成功払手数料相当額を第 1 項のただし書に掲げる事由により回収することができない場合には、保険金請求書「成功払手数料」欄にその旨記入するとともに、その事由を証する書類を添付すること。	
第 41 条 約款第 7 条第 2 号中「支払前」の「支払」とは、手形支払人が荷為替手形の表示の通貨で払込むことを指すほか、貨物の仕向国の法令や中央銀行の指令等により手形表示の通貨の送金の前提として、現地通貨を支払い、かつ、送金時における為替相場変動のリスクを手形支払人が負うことを条件としたものについては、これを支払があったものとみなす。	第 41 条 約款第 7 条第 2 号中「支払前」の「支払」とは、手形支払人が荷為替手形の表示の通貨で払込むことを指すほか、貨物の仕向国の法令や中央銀行の指令等により手形表示の通貨の送金の前提として、現地通貨を支払い、かつ、送金時における為替相場変動のリスクを手形支払人が負うことを条件としたものについては、これを支払があったものとみなす。	
第 42 条 約款第 7 条第 2 号には L/G 等により附属貨物が引き渡されたが、その後手形が引き受けられている場合は、該当しない。ただし、L/G 等により附属貨物が引き渡されている手形について、その引受を停止すべき事態が生じた後に引受をさせたときは約款第 7 条第 1 号に該	第 42 条 約款第 7 条第 2 号には L/G 等により附属貨物が引き渡されたが、その後手形が引き受けられている場合は、該当しない。ただし、L/G 等により附属貨物が引き渡されている手形について、その引受を停止すべき事態が生じた後に引受をさせたときは約款第 7 条第 1 号に該	

新	旧	備考
当し、引受を行なわなかった場合には約款第7条第2号に該当する。	当し、引受を行なわなかった場合には約款第7条第2号に該当する。	
第43条 事故手形が対象とする輸出貨物について、支払人からのクレームが介在しており、振出人もそれを認め、値引き等により当該クレームを解決したにもかかわらず、支払人の不払等があった場合には、他にクレームがない限り、振出人の責に帰すべき範囲は、当該値引等相当金額とし、銀行は次の措置をとること。 一 値引きによりクレームを解決した場合には、銀行は、当該値引等相当金額について、約款第12条第2項に基づき、振出人にそ求すること。 二 別途送金、代替貨物の送付等により、クレームを解決した場合には、手形金額全額に対して、保険金を支払う。ただし、支払人についての破産手続開始の決定、清算等により、振出人が送金等を行なうことができない場合には、銀行は、当該クレーム相当額について、約款第12条第2項に基づき、振出人にそ求すること。	第43条 事故手形が対象とする輸出貨物について、支払人からのクレームが介在しており、振出人もそれを認め、値引き等により当該クレームを解決したにもかかわらず、支払人の不払等があった場合には、他にクレームがない限り、振出人の責に帰すべき範囲は、当該値引等相当金額とし、銀行は次の措置をとること。 一 値引きによりクレームを解決した場合には、銀行は、当該値引等相当金額について、約款第12条第2項に基づき、振出人にそ求すること。 二 別途送金、代替貨物の送付等により、クレームを解決した場合には、手形金額全額に対して、保険金を支払う。ただし、支払人についての破産手続開始の決定、清算等により、振出人が送金等を行なうことができない場合には、銀行は、当該クレーム相当額について、約款第12条第2項に基づき、振出人にそ求すること。	
第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 第44条 銀行は、満期において支払を受けることができなかったとき又はそ求を受けて償還したとき（満期において支払を受けることができないことが満期前において明らかになったとき又はこれにより満期前にそ求を受けて償還したときは、そのとき）から、約款第12条第2項及び第26条第1項の規定に基づき、原則として、次に掲げる措置及びその他状況に応じて適切な措置をとること。ただし、日本貿易保険から別途指示を受けた場合には、この限りでない。 一 保険事故が発生した場合 イ 支払人、取立銀行等に問い合わせる等事実関係の確認を行い、保険事故の発生原因の究明に努めること。 ロ 貨物の保全が可能な場合には、当該貨物の保全を行うこと。 ハ 保険事故発生時に、D/A条件の未引受手形が存在する場合には、引受を差止め、又は当該未引受手形の決済条件をD/P条件に変更すること。 ニ 非常危険事故の場合には、ローカル・デポジットが行われたこと、外貨割当申請が行われたこと等非常事故認定上必要な資料の確保を支払人、取立銀行等へ依頼すること。	第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 第44条 銀行は、満期において支払を受けることができなかったとき又はそ求を受けて償還したとき（満期において支払を受けることができないことが満期前において明らかになったとき又はこれにより満期前にそ求を受けて償還したときは、そのとき）から、約款第12条第2項及び第26条第1項の規定に基づき、原則として、次に掲げる措置及びその他状況に応じて適切な措置をとること。ただし、日本貿易保険から別途指示を受けた場合には、この限りでない。 一 保険事故が発生した場合 イ 支払人、取立銀行等に問い合わせる等事実関係の確認を行い、保険事故の発生原因の究明に努めること。 ロ 貨物の保全が可能な場合には、当該貨物の保全を行うこと。 ハ 保険事故発生時に、D/A条件の未引受手形が存在する場合には、引受を差止め、又は当該未引受手形の決済条件をD/P条件に変更すること。 ニ 非常危険事故の場合には、ローカル・デポが行われたこと、外貨割当申請が行われたこと等非常事故認定上必要な資料の確保を支払人、取立銀行等へ依頼すること。	

新	旧	備考
二 保険事故について振出人無責の場合 イ 支払人に対して内容証明郵便、テレックス等により、督促した事実が証明できる形で、繰り返し支払いの督促を行うこと。 ロ 支払人に対して債権の確認を行うこと。 ハ 支払人の信用状態、経営状況について注意深く把握すること。 ニ 督促に対して支払人から一部履行を含め早期の債務の履行、分割弁済協定の締結等、債務について何らかの形で履行に努めること等の対応を得られない場合は、次に掲げる措置をとること。 i 裁判所に対して債務履行請求、支払人の財産差押請求を行う等法的対抗措置を講ずること。 ii 取立回収機関に債権取立を依頼すること。 iii 保全した貨物がある場合には、転売等当該貨物の処分に努めること。 ホ 支払人が私的又は法的整理を行うに至った場合は、次に掲げる措置をとること。 i 支払人が私的又は法的整理に至ったことを裁判所の通知等証明できる形で確認すること。 ii 債権登録を行うこと。 iii 債権者会議等の進捗状況及び結論を把握し、支払人の債権債務関係を確定するために必要な措置をとること。 iv 保全した貨物がある場合には、転売等当該貨物の処分に努めること。 ヘ 損害賠償請求権等当該債権に係る諸権利の保全を図ること。 三 保険事故について振出人有責の場合 イ 振出人の責めに帰すべき事由により、保険事故が生じた場合又は損失が拡大した場合には、振出人に対してそ求を行うこと。 ロ 振出人がそ求に応じない場合又は振出人についての破産手続開始の決定等によりそ求することができない場合には、振出人に対して前号のニ、ホ及びヘに規定する措置に準じた措置をとること。 ハ 振出人がそ求に応じない場合又はそ求することができない場合であって、支払人との間で事故手形に係る債権債務関係が有効に成立している場合には、支払人に対して前号のイからヘに規定する措置をとること。	二 保険事故について振出人無責の場合 イ 支払人に対して内容証明郵便、テレックス等により、督促した事実が証明できる形で、繰り返し支払いの督促を行うこと。 ロ 支払人に対して債権の確認を行うこと。 ハ 支払人の信用状態、経営状況について注意深く把握すること。 ニ 督促に対して支払人から一部履行を含め早期の債務の履行、分割弁済協定の締結等、債務について何らかの形で履行に努めること等の対応を得られない場合は、次に掲げる措置をとること。 i 裁判所に対して債務履行請求、支払人の財産差押請求を行う等法的対抗措置を講ずること。 ii 取立回収機関に債権取立を依頼すること。 iii 保全した貨物がある場合には、転売等当該貨物の処分に努めること。 ホ 支払人が私的又は法的整理を行うに至った場合は、次に掲げる措置をとること。 i 支払人が私的又は法的整理に至ったことを裁判所の通知等証明できる形で確認すること。 ii 債権登録を行うこと。 iii 債権者会議等の進捗状況及び結論を把握し、支払人の債権債務関係を確定するために必要な措置をとること。 iv 保全した貨物がある場合には、転売等当該貨物の処分に努めること。 ヘ 損害賠償請求権等当該債権に係る諸権利の保全を図ること。 三 保険事故について振出人有責の場合 イ 振出人の責めに帰すべき事由により、保険事故が生じた場合又は損失が拡大した場合には、振出人に対してそ求を行うこと。 ロ 振出人がそ求に応じない場合又は振出人についての破産手続開始の決定等によりそ求することができない場合には、振出人に対して前号のニ、ホ及びヘに規定する措置に準じた措置をとること。 ハ 振出人がそ求に応じない場合又はそ求することができない場合であって、支払人との間で事故手形に係る債権債務関係が有効に成立している場合には、支払人に対して前号のイからヘに規定する措置をとること。	

新	旧	備考
ニ 振出人が支払人に対し、又は支払人が振出人に対し代表権を有する者、取締役の職にある者又はその他経営の基本的方針の決定に参加する者を派遣している場合等、振出人が支払人の信用状態の悪化を知り得る立場にあるときに保険事故が生じたときは、振出人に対してそ求を行うこと。 四 前号イ、ロ、ニに掲げる振出人に対するそ求権の行使にあたって、買取銀行が当該振出人から定期預金、土地その他により共通担保の提供を受けている場合であって、当該買取銀行が当該事故手形に係る債権以外の被担保債権（以下「その他債権」という。）を有しており、かつ、当該共通担保の処分による以外にはその他債権の回収を行ない得ない場合においては、当該共通担保の処分により回収し、又は回収し得べき金額は、その他債権に優先的に充当しうるものとする。	ニ 振出人が支払人に対し、又は支払人が振出人に対し代表権を有する者、取締役の職にある者又はその他経営の基本的方針の決定に参加する者を派遣している場合等、振出人が支払人の信用状態の悪化を知り得る立場にあるときに保険事故が生じたときは、振出人に対してそ求を行うこと。 四 前号イ、ロ、ニに掲げる振出人に対するそ求権の行使にあたって、買取銀行が当該振出人から定期預金、土地その他により共通担保の提供を受けている場合であって、当該買取銀行が当該事故手形に係る債権以外の被担保債権（以下「その他債権」という。）を有しており、かつ、当該共通担保の処分による以外にはその他債権の回収を行ない得ない場合においては、当該共通担保の処分により回収し、又は回収し得べき金額は、その他債権に優先的に充当しうるものとする。	
第 45 条 損失の防止軽減義務の履行に要した費用については、損失の防止軽減義務の履行によって取得した金額の範囲内において、かつ、支払保険金額の損失額に対する割合で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。	第 45 条 損失の防止軽減義務の履行に要した費用については、損失の防止軽減義務の履行によって取得した金額の範囲内において、かつ、支払保険金額の損失額に対する割合で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。	
2 権利行使義務の履行に要した費用については、回収金納付時に回収された金額の範囲内において、かつ、支払保険金額の損失額に対する割合で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。	2 権利行使義務の履行に要した費用については、回収金納付時に回収された金額の範囲内において、かつ、支払保険金額の損失額に対する割合で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。	
3 銀行は、損失の防止軽減義務及び権利行使義務の履行に要した費用を請求する場合には、手形買取銀行等が支出したことを証する書類等必ずエビデンスを添付すること。	3 銀行は、損失の防止軽減義務及び権利行使義務の履行に要した費用を請求する場合には、手形買取銀行等が支出したことを証する書類等必ずエビデンスを添付すること。	
第 46 条 銀行は、日本貿易保険が別の意思表示を行わない限り、保険金請求前に約款第 27 条第 1 項の申込を受けたものとして、原則として保険金請求に合わせて約款第 27 条第 3 項の権利行使等の委任を行うものとする。	第 46 条 銀行は、日本貿易保険が別の意思表示を行わない限り、保険金請求前に約款第 27 条第 1 項の申込を受けたものとして、原則として保険金請求に合わせて約款第 27 条第 3 項の権利行使等の委任を行うものとする。	
第 9 章 回収納付 第 47 条 約款第 26 条における「回収」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。 一 手形支払人等により手形代金の全部又は一部が当該手形の買取銀行のコルレス銀行等にある買取銀行勘定又は買取店勘定に指定受領	第 9 章 回収納付 第 47 条 約款第 26 条における「回収」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。 一 手形支払人等により手形代金の全部又は一部が当該手形の買取銀行のコルレス銀行等にある買取銀行勘定又は買取店勘定に指定受領	

新					旧					備考																												
通貨で払い込まれたこと。ただし、コルレス銀行等の買取銀行勘定又は買取店勘定に指定受領通貨で全部又は一部が払い込まれたが、非常危険等の理由により当該手形の買取銀行に送金されない場合は「回収」とは解釈しない。 二 手形振出人等により当該手形の買取銀行に手形代金の全部又は一部が円貨で払い込まれたこと。					通貨で払い込まれたこと。ただし、コルレス銀行等の買取銀行勘定又は買取店勘定に指定受領通貨で全部又は一部が払い込まれたが、非常危険等の理由により当該手形の買取銀行に送金されない場合は「回収」とは解釈しない。 二 手形振出人等により当該手形の買取銀行に手形代金の全部又は一部が円貨で払い込まれたこと。																																	
第 48 条 約款第 26 条における「回収のあった日」とは、コルレス銀行等の支払又は取立済報告書（クレジットノート）の発信日（ただし、クレジットノートの内容に発信日とは別に指定受領通貨で払い込まれた日が明記してあるときは、当該日）とする。ただし、国内転売等により円貨で払い込まれた場合においては、手形買取残高からの引落日をもって「回収のあった日」とする。					第 48 条 約款第 26 条における「回収のあった日」とは、コルレス銀行等の支払又は取立済報告書（クレジットノート）の発信日（ただし、クレジットノートの内容に発信日とは別に指定受領通貨で払い込まれた日が明記してあるときは、当該日）とする。ただし、国内転売等により円貨で払い込まれた場合においては、手形買取残高からの引落日をもって「回収のあった日」とする。																																	
第 49 条 約款第 26 条第 7 項及び第 8 項に規定する利率は、下の表のとおりとする。なお、別に特約により定められている場合にあっては、その規定による。ただし、平成 13 年 3 月 31 日以前に元本回収があった案件については、当該回収金の回収納付額の計算に用いた率を適用するものとする。 (表)					第 49 条 約款第 26 条第 7 項及び第 8 項に規定する利率は、下の表のとおりとする。なお、別に特約により定められている場合にあっては、その規定による。ただし、平成 13 年 3 月 31 日以前に元本回収があった案件については、当該回収金の回収納付額の計算に用いた率を適用するものとする。 (表)																																	
<table><tr><td rowspan="2">保険締契 結約 年度</td><td colspan="2">非常危険の場合</td><td colspan="2">信用危険の場合</td></tr><tr><td>第 1 回元本 回収日が平 成 4 年 9 月 30 日以前 の場合</td><td>第 1 回元本回収日 が平成 4 年 10 月 1 日以後の場合</td><td>第 1 回元本回 収日が平成 4 年 9 月 30 日以 前の場合</td><td>第 1 回元本回収 日が平成 4 年 10 月 1 日以後の場 合</td></tr><tr><td>平成 元 年 度 以 前</td><td>第 1 回元本 回収時に適 用した利率 又は「6 %」 のいずれか 高い率</td><td>金利返 済計画 合意前</td><td>金利返 済計画 合意後</td><td>原則として 6 % （支払われた利 息の率が 6 %を 越える場合は、 当該利息の率を 適用）</td></tr></table>					保険締契 結約 年度	非常危険の場合		信用危険の場合		第 1 回元本 回収日が平 成 4 年 9 月 30 日以前 の場合	第 1 回元本回収日 が平成 4 年 10 月 1 日以後の場合	第 1 回元本回 収日が平成 4 年 9 月 30 日以 前の場合	第 1 回元本回収 日が平成 4 年 10 月 1 日以後の場 合	平成 元 年 度 以 前	第 1 回元本 回収時に適 用した利率 又は「6 %」 のいずれか 高い率	金利返 済計画 合意前	金利返 済計画 合意後	原則として 6 % （支払われた利 息の率が 6 %を 越える場合は、 当該利息の率を 適用）	<table><tr><td rowspan="2">保険締契 結約 年度</td><td colspan="2">非常危険の場合</td><td colspan="2">信用危険の場合</td></tr><tr><td>第 1 回元本 回収日が平 成 4 年 9 月 30 日以前 の場合</td><td>第 1 回元本回収日 が平成 4 年 10 月 1 日以後の場合</td><td>第 1 回元本回 収日が平成 4 年 9 月 30 日以 前の場合</td><td>第 1 回元本回収 日が平成 4 年 10 月 1 日以後の場 合</td></tr><tr><td>平成 元 年 度 以 前</td><td>第 1 回元本 回収時に適 用した利率 又は「6 %」 のいずれか 高い率</td><td>金利返 済計画 合意前</td><td>金利返 済計画 合意後</td><td>原則として 6 % （支払われた利 息の率が 6 %を 越える場合は、 当該利息の率を 適用）</td></tr></table>					保険締契 結約 年度	非常危険の場合		信用危険の場合		第 1 回元本 回収日が平 成 4 年 9 月 30 日以前 の場合	第 1 回元本回収日 が平成 4 年 10 月 1 日以後の場合	第 1 回元本回 収日が平成 4 年 9 月 30 日以 前の場合	第 1 回元本回収 日が平成 4 年 10 月 1 日以後の場 合	平成 元 年 度 以 前	第 1 回元本 回収時に適 用した利率 又は「6 %」 のいずれか 高い率	金利返 済計画 合意前	金利返 済計画 合意後	原則として 6 % （支払われた利 息の率が 6 %を 越える場合は、 当該利息の率を 適用）	
保険締契 結約 年度	非常危険の場合		信用危険の場合																																			
	第 1 回元本 回収日が平 成 4 年 9 月 30 日以前 の場合	第 1 回元本回収日 が平成 4 年 10 月 1 日以後の場合	第 1 回元本回 収日が平成 4 年 9 月 30 日以 前の場合	第 1 回元本回収 日が平成 4 年 10 月 1 日以後の場 合																																		
平成 元 年 度 以 前	第 1 回元本 回収時に適 用した利率 又は「6 %」 のいずれか 高い率	金利返 済計画 合意前	金利返 済計画 合意後	原則として 6 % （支払われた利 息の率が 6 %を 越える場合は、 当該利息の率を 適用）																																		
保険締契 結約 年度	非常危険の場合		信用危険の場合																																			
	第 1 回元本 回収日が平 成 4 年 9 月 30 日以前 の場合	第 1 回元本回収日 が平成 4 年 10 月 1 日以後の場合	第 1 回元本回 収日が平成 4 年 9 月 30 日以 前の場合	第 1 回元本回収 日が平成 4 年 10 月 1 日以後の場 合																																		
平成 元 年 度 以 前	第 1 回元本 回収時に適 用した利率 又は「6 %」 のいずれか 高い率	金利返 済計画 合意前	金利返 済計画 合意後	原則として 6 % （支払われた利 息の率が 6 %を 越える場合は、 当該利息の率を 適用）																																		

新							旧							備考
平成2年度	第1回元本回収時に適用した利率 (旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。)		当該計画金利	第1回元本回収時に適用した利率 (旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。)	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利(満期一括償還(5年以内))		平成2年度	第1回元本回収時に適用した利率 (旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。)		当該計画金利	第1回元本回収時に適用した利率 (旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。)	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利(満期一括償還(5年以内))		
平成3年度以降		0%					平成3年度以降		0%					
	非常危険の場合			信用危険の場合				非常危険の場合			信用危険の場合			
	金利返済計画合意前		金利返済計画合意後					金利返済計画合意前		金利返済計画合意後				
平成13年度以降	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利(満期一括償還(5年以内))		当該計画金利	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利(満期一括償還(5年以内))			平成13年度以降	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利(満期一括償還(5年以内))		当該計画金利	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利(満期一括償還(5年以内))			
(注)「金利返済計画」とは、「国際約束に基づき債務救済措置に関する日本国政府と外国政府との間で交換された書簡又はこれに準ずるものであって、商業上の債務の繰延べに適用される利息の率が規定されている計画」をいう。														
第50条 手続細則第16条第3項に規定する「状況の変化」とは、次に掲げる事由の発生をいう。 一 支払人の財産に対する差押命令、競売申立若しくは破産手続開始の決定の申立等、当該支払人の財産に係る法的手続きがあったこと又は更正計画の認可等、既に行われている法的手続きに変更が生じたこと。 二 支払人の資産の任意売却、債務返済繰延計画の申し出、既に行われている債務返済繰延計画に基づく返済条件についての変更の申し														

(注)「金利返済計画」とは、「国際約束に基づき債務救済措置に関する日本国政府と外国政府との間で交換された書簡又はこれに準ずるものであって、商業上の債務の繰延べに適用される利息の率が規定されている計画」をいう。														
第50条 手続細則第16条第3項に規定する「状況の変化」とは、次に掲げる事由の発生をいう。 一 支払人の財産に対する差押命令、競売申立若しくは破産手続開始の決定の申立等、当該支払人の財産に係る法的手続きがあったこと又は更正計画の認可等、既に行われている法的手続きに変更が生じたこと。 二 支払人の資産の任意売却、債務返済繰延計画の申し出、既に行われている債務返済繰延計画に基づく返済条件についての変更の申し														

新	旧	備考
出等、支払人の財産に係る法的手続以外の措置が生じたこと。 三 支払人について他の債権者による債権の回収等があったこと。 四 支払人の財産に対する相手国政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者による国有化、収用その他これらに準ずる行為がなされたこと。 五 振出人について破産手続開始の決定等の変化が生じたこと。	出等、支払人の財産に係る法的手続以外の措置が生じたこと。 三 支払人について他の債権者による債権の回収等があったこと。 四 支払人の財産に対する相手国政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者による国有化、収用その他これらに準ずる行為がなされたこと。 五 振出人について破産手続開始の決定等の変化が生じたこと。	
第 10 章 重複保険 第 51 条 約款第 24 条第 2 項の日本貿易保険が定めた場合とは、銀行が、保険金請求時において、手形金額から約款第 24 条第 2 項に規定する金額を控除した残額について振出人にそ求できない場合（振出人がそ求に応じない場合を含む。）とする。 なお、保険金請求後については、銀行は引き続き、振出人への当該金額のそ求を行うこと。	第 10 章 重複保険 第 51 条 約款第 24 条第 2 項の日本貿易保険が定めた場合とは、銀行が、保険金請求時において、手形金額から約款第 24 条第 2 項に規定する金額を控除した残額について振出人にそ求できない場合（振出人がそ求に応じない場合を含む。）とする。 なお、保険金請求後については、銀行は引き続き、振出人への当該金額のそ求を行うこと。	
<u>第 11 章 保険関係変更効力発生日</u> <u>第 52 条</u> <u>約款第 15 条第 2 項に規定する保険関係変更効力発生日とは、次の各号に定める日とする。</u> <u>一 手形の満期の変更</u> 荷為替手形について内容変更等が生じた日 <u>二 前号に該当する場合以外</u> <u>約款第 15 条第 1 項に規定する通知を日本貿易保険が受理した日</u>		
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	附 則 (略)	

新	旧	備考
(別紙) 年 月 日 銀行 御中 振出人 印 証 (私、当社) 振出の輸出手形を貴行において買い取られるについて、(私、当社) の依頼により貴行において輸出手形保険を付保された場合、万一保険事故が発生し、独立行政法人日本貿易保険と貴行との間に締結せられている輸出手形保険契約の保険約款第 23 条が適用される場合においては、前記約款第 5 条に規定する残額と貴行が支払を受けた保険金の額との差額を、(私、当社) は、貴行の償還請求に応じ、手形の引換なくして御支払い致します。 なお、上記支払にかかわらず、貴行が引き続き手形上の権利者として手形名宛人その他(私、当社) 以外の手形関係人に対し手形上の権利を行使することを承認致します。	(別紙) 年 月 日 銀行 御中 振出人 印 証 (私、当社) 振出の輸出手形を貴行において買い取られるについて、(私、当社) の依頼により貴行において輸出手形保険を付保された場合、万一保険事故が発生し、独立行政法人日本貿易保険と貴行との間に締結せられている輸出手形保険契約の保険約款第 23 条が適用される場合においては、前記約款第 5 条に規定する残額と貴行が支払を受けた保険金の額との差額を、(私、当社) は、貴行の償還請求に応じ、手形の引換なくして御支払い致します。 なお、上記支払にかかわらず、貴行が引き続き手形上の権利者として手形名宛人その他(私、当社) 以外の手形関係人に対し手形上の権利を行使することを承認致します。	

新			旧			備考
別表			別表			
地域	仕向港（所属国等）	日数	地域	仕向港（所属国等）	日数	
極東	ナホカ(ロシア)、釜山(韓国)、新港(中華人民共和国)、上海(中華人民共和国)、基隆(台湾)、高雄(台湾)、香港(香港)	10	極東	ナホカ(ロシア)、釜山(韓国)、新港(中華人民共和国)、上海(中華人民共和国)、基隆(台湾)、高雄(台湾)、香港(香港)	10	
東南アジア	ハフオン(ラオス)、ホーチン(ラオス)、バンコク(タイ)、シンガポール(シンガポール)、マラッカ(マレーシア)、ペナン(マレーシア)、クチン(マレーシア)、ヤンゴン(ミャンマー)、ジャカルタ(インドネシア)、スラバヤ(インドネシア)、マニラ(フィリピン)、ダバオ(フィリピン)、ポートケラング(マレーシア)	20	東南アジア	ハフオン(ラオス)、ホーチン(ラオス)、バンコク(タイ)、シンガポール(シンガポール)、マラッカ(マレーシア)、ペナン(マレーシア)、クチン(マレーシア)、ヤンゴン(ミャンマー)、ジャカルタ(インドネシア)、スラバヤ(インドネシア)、マニラ(フィリピン)、ダバオ(フィリピン)、ポートケラング(マレーシア)	20	
アジア西南部 (インド東海岸、アラビア海沿岸、紅海沿岸)	チッタゴン(バングラデシュ)、カルクッタ(インド)、ビザカトム(インド)、カキタ(インド)、マトラス(インド)、コロンボ(スリランカ)、ボンベイ(インド)、ゴア(インド)、カラチ(パキスタン)、バンダル・アバス(イラン)、バスラ(イラク)、クウェート(クウェート)、アブダビ(アラブ首長国連邦)、ドバイ(アラブ首長国連邦)、マスカット(オマーン)、アデーン(イエメン)、ホテータ(イエメン)、ジッタ(サウジアラビア)、アカバ(ヨルダン)、ハーレーン(ハーレーン)	30	アジア西南部 (インド東海岸、アラビア海沿岸、紅海沿岸)	チッタゴン(バングラデシュ)、カルクッタ(インド)、ビザカトム(インド)、カキタ(インド)、マトラス(インド)、コロンボ(スリランカ)、ボンベイ(インド)、ゴア(インド)、カラチ(パキスタン)、バンダル・アバス(イラン)、バスラ(イラク)、クウェート(クウェート)、アブダビ(アラブ首長国連邦)、ドバイ(アラブ首長国連邦)、マスカット(オマーン)、アデーン(イエメン)、ホテータ(イエメン)、ジッタ(サウジアラビア)、アカバ(ヨルダン)、ハーレーン(ハーレーン)	30	
地中海沿岸 (アジア側沿岸、アフリカ側沿岸、ヨーロッパ側沿岸)	テルアヴィヴ(イスラエル)、ハイファ(イスラエル)、トリポリ(レバノン)、ベイルート(レバノン)、ラタキヤ(シリア)、ニコシア(サイプラス)、リマソール(サイプラス)、イズミル(トルコ)、イスタンブール(トルコ)、メルシン(トルコ)、ブルガス(ブルガリア)、コンスタンツァ(ルーマニア)、オデッサ(ウクライナ)、ポートサイト(エジプト)、アレキサンドリア(エジプト)、ベンガシ(リビア)、トリポリ(リビア)、チュニス(チュニジア)、パレルマ(マルタ)、ヒラエウス(ギリシャ)、アテネ(ギリシャ)、ヴェニス(イタリア)、トリエステ(イタリア)、ナポリ(イタリア)、ジェノバ(イタリア)、ニース(フランス)、マルセイユ(フランス)、バルセロナ(スペイン)、アリカンテ(スペイン)、ジブラルタル(英領)	40	地中海沿岸 (アジア側沿岸、アフリカ側沿岸、ヨーロッパ側沿岸)	テルアヴィヴ(イスラエル)、ハイファ(イスラエル)、トリポリ(レバノン)、ベイルート(レバノン)、ラタキヤ(シリア)、ニコシア(サイプラス)、リマソール(サイプラス)、イズミル(トルコ)、イスタンブール(トルコ)、メルシン(トルコ)、ブルガス(ブルガリア)、コンスタンツァ(ルーマニア)、オデッサ(ウクライナ)、ポートサイト(エジプト)、アレキサンドリア(エジプト)、ベンガシ(リビア)、トリポリ(リビア)、チュニス(チュニジア)、パレルマ(マルタ)、ヒラエウス(ギリシャ)、アテネ(ギリシャ)、ヴェニス(イタリア)、トリエステ(イタリア)、ナポリ(イタリア)、ジェノバ(イタリア)、ニース(フランス)、マルセイユ(フランス)、バルセロナ(スペイン)、アリカンテ(スペイン)、ジブラルタル(英領)	40	
アフリカ (紅海沿岸、インド洋側)	ポート・スーダン(スーダン)、マッサラ(エリトリア)、ジブチ(ジブチ)、モガデシオ(ソマリア)、ダル・エス・サラーム(タンザニア)、ペイラ(モザンビーク)、モンバサ(ケニア)、ダーバン(南アフリカ)、ポート・エリザベス(南アフリカ)、ケープタウン(南アフリカ)、タマブ(マダガスカル)	40	アフリカ (紅海沿岸、インド洋側)	ポート・スーダン(スーダン)、マッサラ(エリトリア)、ジブチ(ジブチ)、モガデシオ(ソマリア)、ダル・エス・サラーム(タンザニア)、ペイラ(モザンビーク)、モンバサ(ケニア)、ダーバン(南アフリカ)、ポート・エリザベス(南アフリカ)、ケープタウン(南アフリカ)、タマブ(マダガスカル)	40	
〃 (大西洋側)	ルアンダ(アンゴラ)、ラゴス(ナイジェリア)、モノロビア(リベリア)、バンジュール(ガンビア)、ダカール(セネガル)、カサブランカ(モロッコ)	50	〃 (大西洋側)	ルアンダ(アンゴラ)、ラゴス(ナイジェリア)、モノロビア(リベリア)、バンジュール(ガンビア)、ダカール(セネガル)、カサブランカ(モロッコ)	50	

新			旧			備考
欧州	リスボン(ポルトガル)、ヒュゴ(スペイン)、ポルトー(フランス)、ブレスト(フランス)、ル・アーヴル(フランス)、アントワープ(ベルギー)、ロッテルダム(オランダ)、アムステルダム(オランダ)、フランクフルト(ドイツ)、ブレーメン(ドイツ)、ハンブルク(ドイツ)、ロンドン(イギリス)、リヴァプール(イギリス)、マンチェスター(イギリス)、グラスゴー(イギリス)、ダブリン(アイルランド)、コペンハーゲン(デンマーク)、オールブルク(デンマーク)、オスロ(ノルウェー)、ベルゲン(ノルウェー)、ゲンテンボルク(スウェーデン)、ストックホルム(スウェーデン)、ヘルシンキ(フィンランド)、トルネオ(フィンランド)、レイキヤビク(アイスランド)	40	欧州	リスボン(ポルトガル)、ヒュゴ(スペイン)、ポルトー(フランス)、ブレスト(フランス)、ル・アーヴル(フランス)、アントワープ(ベルギー)、ロッテルダム(オランダ)、アムステルダム(オランダ)、フランクフルト(ドイツ)、ブレーメン(ドイツ)、ハンブルク(ドイツ)、ロンドン(イギリス)、リヴァプール(イギリス)、マンチェスター(イギリス)、グラスゴー(イギリス)、ダブリン(アイルランド)、コペンハーゲン(デンマーク)、オールブルク(デンマーク)、オスロ(ノルウェー)、ベルゲン(ノルウェー)、ゲンテンボルク(スウェーデン)、ストックホルム(スウェーデン)、ヘルシンキ(フィンランド)、トルネオ(フィンランド)、レイキヤビク(アイスランド)	40	
北米 (西海岸)	アンカレジ(米国)、バンクーバー(カナダ)、シアトル(米国)、サンフランシスコ(米国)、ロサンゼルス(米国)、サン・ジエゴ(米国)	20	北米 (西海岸)	アンカレジ(米国)、バンクーバー(カナダ)、シアトル(米国)、サンフランシスコ(米国)、ロサンゼルス(米国)、サン・ジエゴ(米国)	20	
〃 (東海岸、メキシコ湾岸、五大湖沿岸)	ケベック(カナダ)、モントリオール(カナダ)、ボストン(米国)、ニューヨーク(米国)、ボルチモア(米国)、チャールストン(米国)、タンパ(米国)、ニューオリンズ(米国)、ヒューストン(米国)、フ라우ンスビル(米国)、トロント(カナダ)、デトロイト(米国)、シカゴ(米国)	30	〃 (東海岸、メキシコ湾岸、五大湖沿岸)	ケベック(カナダ)、モントリオール(カナダ)、ボストン(米国)、ニューヨーク(米国)、ボルチモア(米国)、チャールストン(米国)、タンパ(米国)、ニューオリンズ(米国)、ヒューストン(米国)、フ라우ンスビル(米国)、トロント(カナダ)、デトロイト(米国)、シカゴ(米国)	30	
中米 (西海岸)	マサラン(メキシコ)、マンサニヨ(メキシコ)、アカプルコ(メキシコ)、サンホセ(カステマ)、アカジュートラ(エルサルバドル)、ラ・リベルタート(エルサルバドル)、コリント(ニカラグア)、プンタレナス(コスタリカ)、ゴルフイト(コスタリカ)、パナマ(パナマ)、クリストバル(パナマ)	20	中米 (西海岸)	マサラン(メキシコ)、マンサニヨ(メキシコ)、アカプルコ(メキシコ)、サンホセ(カステマ)、アカジュートラ(エルサルバドル)、ラ・リベルタート(エルサルバドル)、コリント(ニカラグア)、プンタレナス(コスタリカ)、ゴルフイト(コスタリカ)、パナマ(パナマ)、クリストバル(パナマ)	20	
〃 (東海岸、西インド諸島沿岸)	コロン(パナマ)、プエルトリコ(ボネリャス)、タンピコ(メキシコ)、ハバナ(キューバ)、ナッソー(バハマ)、キングストン(ジャマイカ)、ポルトープランス(ハイチ)、サント・ドミンゴ(ドミニカ)、サン・ファン(プエルトリコ)	30	〃 (東海岸、西インド諸島沿岸)	コロン(パナマ)、プエルトリコ(ボネリャス)、タンピコ(メキシコ)、ハバナ(キューバ)、ナッソー(バハマ)、キングストン(ジャマイカ)、ポルトープランス(ハイチ)、サント・ドミンゴ(ドミニカ)、サン・ファン(プエルトリコ)	30	
南米 (カリブ海沿岸)	カリタナ(コロンビア)、バランキリア(コロンビア)、マラカイボ(ベネズエラ)、プエルタベリョ(ベネズエラ)、ラグアイラ(ベネズエラ)、ポート・オブ・スペイン(トリニダード・トバゴ)、ジョージタウン(ガイアナ)、パラマリボ(スリナム)、カイエンヌ(仏領ギアナ)	40	南米 (カリブ海沿岸)	カリタナ(コロンビア)、バランキリア(コロンビア)、マラカイボ(ベネズエラ)、プエルタベリョ(ベネズエラ)、ラグアイラ(ベネズエラ)、ポート・オブ・スペイン(トリニダード・トバゴ)、ジョージタウン(ガイアナ)、パラマリボ(スリナム)、カイエンヌ(仏領ギアナ)	40	
〃 (大西洋岸)	レシフェ(ブラジル)、リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)、サントス(ブラジル)、リオ・グランデ(ブラジル)、モンテビデオ(ウルグアイ)、フエノス・アイレス(アルゼンチン)	50	〃 (大西洋岸)	レシフェ(ブラジル)、リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)、サントス(ブラジル)、リオ・グランデ(ブラジル)、モンテビデオ(ウルグアイ)、フエノス・アイレス(アルゼンチン)	50	
〃 (太平洋岸)	プエナベントウラ(コロンビア)、グアヤキル(エクアドル)、タラバ(ペルー)、カヤオ(ペルー)、マラニ(ペルー)、アリカ(チリ)、バルパライソ(チリ)、プンタ・アレナス(チリ)	40	〃 (太平洋岸)	プエナベントウラ(コロンビア)、グアヤキル(エクアドル)、タラバ(ペルー)、カヤオ(ペルー)、マラニ(ペルー)、アリカ(チリ)、バルパライソ(チリ)、プンタ・アレナス(チリ)	40	
大洋州 (ハワイ、グアム等)	ホノルル(米国)、ヤップ(米国領)、グアム(米国領)、ウェーク(米国領)	20	大洋州 (ハワイ、グアム等)	ホノルル(米国)、ヤップ(米国領)、グアム(米国領)、ウェーク(米国領)	20	
〃 (オーストラリア等)	ダーウィン(オーストラリア)、ダウンス・ヴィル(オーストラリア)、ブリスベン(オーストラリア)、シドニー(オーストラリア)、メルボルン(オーストラリア)、アデレード(オーストラリア)、ケアンズ(オーストラリア)、ポータルマ(オーストラリア)、フリアントル(オーストラリア)、ヌメア(ニューカレドニア)、アピア(西サモア)、ウェリントン(ニュージーランド)、オークランド(ニュージーランド)	30	〃 (オーストラリア等)	ダーウィン(オーストラリア)、ダウンス・ヴィル(オーストラリア)、ブリスベン(オーストラリア)、シドニー(オーストラリア)、メルボルン(オーストラリア)、アデレード(オーストラリア)、ケアンズ(オーストラリア)、ポータルマ(オーストラリア)、フリアントル(オーストラリア)、ヌメア(ニューカレドニア)、アピア(西サモア)、ウェリントン(ニュージーランド)、オークランド(ニュージーランド)	30	
(留意事項)			(留意事項)			

新	旧	備考
1 別表掲載港以外の港を仕向港とする場合は、最寄港の日数を適用する。 2 陸送期間は原則として一律に1週間とする。ただし、複合運送の場合の陸送期間のうちシベリアランドブリッジによるナホトカからヨーロッパまでの陸送期間は一律30日間、その他原則期間を適用することが適当でないと判断される複合運送の場合の陸送期間については、それぞれのルートに応じ運送会社等に確認した日数とします。 3 航空輸送の場合は、原則として通関期間の7日間を含めて10日間とする。 4 陸送、海送又は空送が一本の手形に重複する場合は、自動的に上記期間を加えるものとする。 5 通関期間は、常に7日間とする。 6 別表の標準航路が非常危険の発生等により航行不能となり迂回航路を利用した場合は迂回に要する日数を加算するものとする。 (例) スエズ運河航行不能の場合 地中海沿岸及び欧州の港向けは一律に7日を加算する。	1 別表掲載港以外の港を仕向港とする場合は、最寄港の日数を適用する。 2 陸送期間は原則として一律に1週間とする。ただし、複合運送の場合の陸送期間のうちシベリアランドブリッジによるナホトカからヨーロッパまでの陸送期間は一律30日間、その他原則期間を適用することが適当でないと判断される複合運送の場合の陸送期間については、それぞれのルートに応じ運送会社等に確認した日数とします。 3 航空輸送の場合は、原則として通関期間の7日間を含めて10日間とする。 4 陸送、海送又は空送が一本の手形に重複する場合は、自動的に上記期間を加えるものとする。 5 通関期間は、常に7日間とする。 6 別表の標準航路が非常危険の発生等により航行不能となり迂回航路を利用した場合は迂回に要する日数を加算するものとする。 (例) スエズ運河航行不能の場合 地中海沿岸及び欧州の港向けは一律に7日を加算する。	
別紙様式第1 個別保証枠確認申請書／特定国承認等申請書 OCRシート (2001) をご使用ください。 *OCRシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております(無料)。	別紙様式第1 個別保証枠確認申請書／特定国承認等申請書 OCRシート (2001) をご使用ください。 *OCRシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております(無料)。	

新	旧	備考																				
別紙様式第 2 個別保証枠確認証(輸出手形保険) 申請日 申請者 輸出契約番号輸出契約締結日 申請内容は、次のとおりです。 申請事由 手形支払国 手形支払人 手形振出人 船積予定日L／Cの有無 申請金額条件 契約金額通貨換算率 上記申請に対して、結果は次のとおりです。 この保証枠確認申請は、全額確認します。 最低必要額以上を確認します。 一部確認します。 確認できません。 確認日確認管理番号 受理日有効期限 買取記録(輸出手形保険用) <table><tr><td>買取年月日</td><td>買取通知書番号</td><td>手形番号</td><td>手形金額</td><td>買取銀行名押印</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) この個別保証枠確認証は、有効期限内であっても定期見直しなどにより、個別保証枠確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F 格以外に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効となります。なお、有効期限の延長は行いません。	買取年月日	買取通知書番号	手形番号	手形金額	買取銀行名押印						別紙様式第 2 個別保証枠確認証(輸出手形保険) 申請日 申請者 輸出契約番号輸出契約締結日 申請内容は、次のとおりです。 申請事由 手形支払国 手形支払人 手形振出人 船積予定日L／Cの有無 申請金額条件 契約金額通貨換算率 上記申請に対して、結果は次のとおりです。 この保証枠確認申請は、全額確認します。 最低必要額以上を確認します。 一部確認します。 確認できません。 確認日確認管理番号 受理日有効期限 買取記録(輸出手形保険用) <table><tr><td>買取年月日</td><td>買取通知書番号</td><td>手形番号</td><td>手形金額</td><td>買取銀行名押印</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) この個別保証枠確認証は、有効期限内であっても定期見直しなどにより、個別保証枠確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F 格以外に格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効となります。なお、有効期限の延長は行いません。	買取年月日	買取通知書番号	手形番号	手形金額	買取銀行名押印						
買取年月日	買取通知書番号	手形番号	手形金額	買取銀行名押印																		
買取年月日	買取通知書番号	手形番号	手形金額	買取銀行名押印																		
別紙様式第 3	別紙様式第 3																					

新	旧	備考																																																
年 月 日 独立行政法人日本貿易保険 御中 営業店所在地 銀行名・営業所名 代表者氏名 印 個別保証枠確認証 特定国承認証の内容訂正変更通知書 個別保証枠確認証 特定国承認証 載内容に訂正又は変更がありましたので通知します。 記 <table><tr><td colspan="2">確認（承認）番号</td><td colspan="2">確認（承認）年月日</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">訂正変更事項</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">新</td><td colspan="2">旧</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>変更事由</td><td colspan="3"></td></tr></table>	確認（承認）番号		確認（承認）年月日						訂正変更事項				新		旧						変更事由				年 月 日 独立行政法人日本貿易保険 御中 営業店所在地 銀行名・営業所名 代表者氏名 印 個別保証枠確認証 特定国承認証の内容訂正変更通知書 個別保証枠確認証 特定国承認証 載内容に訂正又は変更がありましたので通知します。 記 <table><tr><td colspan="2">確認（承認）番号</td><td colspan="2">確認（承認）年月日</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">訂正変更事項</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">新</td><td colspan="2">旧</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>変更事由</td><td colspan="3"></td></tr></table>	確認（承認）番号		確認（承認）年月日						訂正変更事項				新		旧						変更事由				
確認（承認）番号		確認（承認）年月日																																																
訂正変更事項																																																		
新		旧																																																
変更事由																																																		
確認（承認）番号		確認（承認）年月日																																																
訂正変更事項																																																		
新		旧																																																
変更事由																																																		
別紙様式第 4 貿易一般保険輸出手形保険（決済／枠戻）通知書 OCR シート (2 0 0 0) をご使用ください。 *OCR シートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております（無料）。	別紙様式第 4 貿易一般保険輸出手形保険（決済／枠戻）通知書 OCR シート (2 0 0 0) をご使用ください。 *OCR シートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております（無料）。																																																	

新				旧				備考
別紙様式第 5				別紙様式第 5				
特定国関係信用状(L／C)概要説明書				特定国関係信用状(L／C)概要説明書				
年 月 日				年 月 日				
申告者住所 (承認申請者)				申告者住所 (承認申請者)				
氏 名		印		氏 名		印		
支払国 L／C発行銀行 L／C確認銀行 L／C番号 L／C 発行依頼人 手形の名宛人			手形の振出人 手形金額 支払条件及び期間 輸出契約金額 貨物名			手形の振出人 手形金額 支払条件及び期間 輸出契約金額 貨物名		
(該当欄に○印をつけて下さい。)				(該当欄に○印をつけて下さい。)				
項目		諾	否	項目		諾	否	
1 信用状統一規則に基づく取消不能信用状又は支払確約文言のある信用状ですか。 信用状の効力に影響を及ぼす文言(例えば「バイヤーが支払ったら支払います等」)が記載されている場合は、支払確約がなされているとは解せませんので、特に注意して下さい。				1 信用状統一規則に基づく取消不能信用状又は支払確約文言のある信用状ですか。 信用状の効力に影響を及ぼす文言(例えば「バイヤーが支払ったら支払います等」)が記載されている場合は、支払確約がなされているとは解せませんので、特に注意して下さい。				
2 手形金額はL／C金額の範囲内ですか。				2 手形金額はL／C金額の範囲内ですか。				
3 信用状に基づき振り出される手形の名宛人は、次のイ～ハの中の <u>いずれに</u> 該当しますか。 記号を○印で囲んで下さい。				3 信用状に基づき振り出される手形の名宛人は、次のイ～ハの中の <u>どれに</u> 該当しますか。 記号を○印で囲んで下さい。				
イ. 信用状発行依頼人		—	—	イ. 信用状発行依頼人		—	—	
ロ. 信用状発行銀行		—	—	ロ. 信用状発行銀行		—	—	
ハ. 信用状確認銀行		—	—	ハ. 信用状確認銀行		—	—	
(注) 1 「支払国」欄には、L／C発行銀行(確認付信用状の場合は確認銀行)の所在国を記載して下さい。				(注) 1 「支払国」欄には、L／C発行銀行(確認付信用状の場合は確認銀行)の所在国を記載して下さい。				
2 この説明書は、信用状の取得を条件としている場合の特定国に係る輸出手形保険の特定国承認申請に際し、添付書類として1通提出して下さい。				2 この説明書は、信用状の取得を条件としている場合の特定国に係る輸出手形保険の特定国承認申請に際し、添付書類として1通提出して下さい。				
なお、L／Cの写しを添付する必要はありません。				なお、L／Cの写しを添付する必要はありません。				

新	旧	備考																				
別紙様式第 6	別紙様式第 6																					
特 定 国 承 認 証 (輸出手形保険)	特 定 国 承 認 証 (輸出手形保険)																					
申請日 申請者 担当部課 輸出契約番号 輸出契約締結日 申請内容は、次のとおりです。 申請事由 手形支払国 手形支払人 手形振出人 船積予定日 申請金額条件 契約金額 通貨 換算率 上記申請に対して承認の結果は次のとおりです。 この特定国承認申請は、承認します。 承認しません。	申請日 申請者 担当部課 輸出契約番号 輸出契約締結日 申請内容は、次のとおりです。 申請事由 手形支払国 手形支払人 手形振出人 船積予定日 申請金額条件 契約金額 通貨 換算率 上記申請に対して承認の結果は次のとおりです。 この特定国承認申請は、承認します。 承認しません。																					
承認日 受理日 買取記録(輸出手形保険用)	承認日 受理日 買取記録(輸出手形保険用)																					
<table><tr><td>買取年月日</td><td>買 取 通 知 書 番 号</td><td>手形番号</td><td>手形金額</td><td>買取銀行名押印</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	買取年月日	買 取 通 知 書 番 号	手形番号	手形金額	買取銀行名押印						<table><tr><td>買取年月日</td><td>買 取 通 知 書 番 号</td><td>手形番号</td><td>手形金額</td><td>買取銀行名押印</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	買取年月日	買 取 通 知 書 番 号	手形番号	手形金額	買取銀行名押印						
買取年月日	買 取 通 知 書 番 号	手形番号	手形金額	買取銀行名押印																		
買取年月日	買 取 通 知 書 番 号	手形番号	手形金額	買取銀行名押印																		